

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇告示 土地改良事業の認可  
種畜証明書の交付  
肥料生産登録の有効期間の更新  
ひな白痢の検査  
建設業者の変更登録  
建設業者の登録まつ消  
漁業監督吏員の任命又は解任  
漁業法による司法警察員の任命又は解任  
家畜人工授精講習会修業試験の合格者  
行政書士試験の実施要領
- ◇公告

## 告示

### 鳥取県告示第五百十五号

三朝土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十四年九月二十六日認可した。

昭和三十四年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百十六号

次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書を交付した。

昭和三十四年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書 番号	昭三四鳥地一
名前	秋栄
種類	黒毛和種
生年月日	32、10、29
産地	米子市
血統	春風 黒五二九四
母	あきむね 黒二六八、四七〇
検査成績	2
飼養者住所氏名	米子市和田 井田 武好

二	昇逸	33、5、2	西伯郡	第六栄光 黒四三六一	よいいち	西伯郡岸本 景山 節	
三	第二春風	33、6、7	春風	黒五二九四	いこぎ	黒一五一、三二五	日吉津村 山崎 藤治
四	精栄	33、1、16	第五栄光 黒二六二八	あさひめ	黒二二三三、三五二	野口宗一郎	
五	茂之	32、5、5	第六栄光 黒四三六一	としくに	黒一八一、三三二	加川 岸本町 岸本 潔	
六	朝	33、1、8	第一二栄光 黒五一五五	しのか	黒一八三、六六五	潮 会見町 胤	
七	美山	33、4、17	日之出 黒高三九	さかみ	黒三〇〇、〇三六	米子市上福原 鋪倉 忠夫	
八	大邦	33、5、25	花秀 黒三六四五	にしたに	黒一六四、五一三	東伯郡三朝町 野見 邦一	
九	花旭	33、2、6	大徳 黒五一五二	ふくもと	黒一八七、六二四	田栗 信義	
十	大楓	33、5、25	西秀 黒二一二八	第二かえで	黒一九三、〇三二	西村 昌晴	
十一	谷	33、6、10	秀村 黒四六九一	もくはな	黒二一二八	八頭郡用瀬町 福本 正一	
十二	第二東実	33、5、24	石寿 黒五二七八	第四さゆり	黒九六、四六五	船岡町 上田 太郎	
十三	第九桜	33、3、1	たにぐち一 黒二一七、〇四六	第八さくら	黒二九六、一三八	岸本 憲治	

鳥取県告示第五百十七号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は、次の

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産者の住所氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第三〇号	五、三なたね油かす	五、三	二、三	一、三	東伯郡由良町由良宿一、八五〇 吉野 久吉
第一三六号	五、五なたね油かす 粉末	五、五	二、三	一、三	鳥取市吉方三二二 中野 嘉視
第一三七号	五、三なたね油かす	五、三	二、三	一、三	西伯郡西伯町法勝寺四二一 杉山 重治
第一四二号	五、三なたね油かす	五、三	二、三	一、三	法勝寺農業協同組合 組合長理事 岩美郡岩美町字浦生一、一三〇 大森 正人
第一四五号	五、二なたね油かす	五、二	二、二	一、三	浦生農業協同組合 組合長理事 米子市道笑町四丁目一 細木 義文
第一四七号	五、二なたね油かす	五、二	二、二	一、三	青木五五〇 谷本 尚
第一五七号	五、三なたね油かす	五、三	二、三	一、三	古豊町八五四 中本 武雄
第一六一号	四、五なたね油かす	四、五	二、〇	一、〇	岩美郡岩美町浦富一、九〇七の二 浦富農業協同組合 組合長理事 山内 安次

とおりである。  
昭和三十四年十月二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗



鳥取県告示第五百二十号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定  
 による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定  
 による建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年十月二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	昭三三、二、九	特田水道工業所	米子市道笑町三丁目三二	特田 助一	昭三四、九、二五
登録年月日	昭三三、二、九	名 称	特田水道工業所	申請者氏名	まつ消年月日
登録年月日	昭三四、三、一七	商号又は名称	昌立建設有限会社	申請者氏名	まつ消年月日
登録年月日	昭三四、三、一七	主たる営業所々所在地	八頭郡智頭町大字郷原	申請者氏名	まつ消年月日

(新) 葉狩 多平  
 (旧) 長谷 茂

鳥取県告示第五百十九号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定  
 による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和  
 三十四年九月三十日変更登録した。

昭和三十四年十月二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	昭三四、三、一七	昌立建設有限会社	八頭郡智頭町大字郷原	申請者氏名	まつ消年月日
登録年月日	昭三四、三、一七	商号又は名称	昌立建設有限会社	申請者氏名	まつ消年月日
登録年月日	昭三四、三、一七	主たる営業所々所在地	八頭郡智頭町大字郷原	申請者氏名	まつ消年月日

八日	岩美町太田	村上英己	十五日	津の井村香取	福岡正録
十日	鳥取市秋里	吉田正之	十六日	岩美町山崎	香河太一
十日	新井	徳田幸雄	十六日	桂木	福田清明
十日	大桶	辻勝太郎	十六日	岩美町山崎	山田彰
十日	宮谷二五五	坂本正	十六日	大谷	垣谷重四郎
十日	木下繁美	木村義厚	十六日	福部村久志羅	橋本安寿
十日	川下町	藤森寛義	十六日	鳥取市桂見	原田義美
十日	三軒屋	宮城辰治	十六日	良田	谷口孝道
十日	立川五丁目	木下繁美	十六日	松原	北脇善治
十日	湖山町大手屋	保田春吉	十六日	国府町神垣	池添喜代治
十日	堀越	猪平葉昌子	十六日	岡益	西垣寿治
十日	砂丘開拓	船越礼二郎	十六日	福田愛治	磯江大岩
十日	大久保豊	船越作二郎	十六日	福田一雄	岡本勇美
十日	小松信男	新重美	十六日	植田寿太郎	福田一雄
十日	大久保豊	大久保豊	十六日	田中六照	田中六照

鳥取県告示第五百二十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第一項による漁業監督吏員を次のように任命又は解任

任命

漁業監督吏員証番号 二八 氏名 吉田 午郎 職名 鳥取県技術吏員 勤務所 水産課 任命年月日 昭和三十四年七月一日

解任

漁業監督吏員証番号 二四 氏名 竹原 幸吉 職名 水産課 解任年月日 昭和三十四年六月三十日

鳥取県告示第五百二十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第五項の規定による司法警察員を次のように任命又は

任命

司法警察員証番号 五一七 氏名 吉田 午郎 職名 鳥取県技術吏員 勤務所 水産課 任命年月日 昭和三十四年九月十四日 昭和三十四年九月十四日から昭和三十五年三月三十一日まで

した。

昭和三十四年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

解任した。

昭和三十四年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和三十四年九月実施の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十四年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

牛の人工授精講習会修業試験合格者

牧 徳三	田中 公一	湯上 武義
横尾 博之	吉原準之助	小川 徹
加藤 辰巳	上小谷 修	大川 賢作
奥田 隆雄	斉尾 勉	野津 滝雄
西沢 忠夫	長丸 茂	古好 篤行
臼井 寿男	土堂 敬三	末次 輝夫
南部 敬夫	入江 稔	森田 英之
和田 貫	山田 義正	佐伯 勝人

解任 司法警察員証番号 五〇四 氏名 竹原 幸吉 職名

勤務所

解任年月日 昭和三十四年六月三十日

長井 英夫	宮倉 進	堂坂 静
塩見 優	小山 堯	後藤 宗良
河原条 寛	入江 基博	蔵増 世義
小倉 守	亀本 正人	長谷川清久
谷口 和幸	大家 祐	石賀 堅治
梅津 善満	村上 和人	

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の規定により、昭和三十四年度行政書士試験を次の要領により実施する。

昭和三十四年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

1 試験期日 昭和三十四年十月二十日

- 2 試験場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁
- 二 試験科目及び方法  
次の科目について筆記試験を行う。(1、2については、択一式による。)
- 1 行政書士の業務に関し必要な法令
- 2 一般常識
- 3 作文
- 三 受験資格  
次の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。
- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条第一項に規定する者
- 2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が、これを通算して三年以上になる者
- 3 行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)第一条第二項の規定に基き、前号に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認めら

- 四 欠格事由  
左の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。
- 1 未成年者
- 2 禁治産者又は準禁治産者
- 3 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの
- 4 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 行政書士法第十四条第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 五 出願期間  
昭和三十四年十月二日から昭和三十四年十月十二日まで
- 六 受験手続

- I 試験を受けようとする者は、別紙様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前一年以内に写した上半身手札型のもの)を添えて鳥取市東町一丁目鳥取県庁総務部地方課あて提出すること。
- 2 受験願書を提出するときは、受験手数料五百円を鳥取県収入証紙をもつて納付すること。
- 七 その他  
この試験について不明の点は、鳥取県庁総務部地方課に照会されたいこと。(なお、照会は十円切手同封によるか、又は往復葉書によつてすること。)

別紙様式  
行政書士試験受験願書  
本籍  
現住所

氏名 (ふりがな)  
年 月 日生

私は、行政書士試験を受験したいので、別紙履歴書、写真及び受験資格を有することを証する書面を添えてお願ひします。

年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿 氏 名 印